

上賀茂社社司・氏人の座席について 一翻刻：新撰座席即鑑一

山本 宗尚

はじめに

一般財団法人賀茂県主同族会所蔵文書のなかに、『新撰座席即鑑』と題した、枠線を以て世代ごとに整理された系図史料が数点残されている（山本、2010）。これと同題のものが國學院大学所蔵座田家文書にあつて、目録五六九に記載された説明（國學院大學図書館、1964）には、「上賀茂社家十六流の各流祖以下二十八代までの座席系図。各世代毎の欄を設定して、各人記入の枠を細線をもって劃し、各流を世代ごとに並記した座席記の系図化。同世代の兄弟は朱線でつなぎ各子孫を挙げる。座席記の一覧表といふべきもの」とある。さらに座田家文書には、「座次次第」「座席次第」「座席記」と題された、ある時点における上賀茂社家の名前を羅列した自筆本・写本も残る。これらにある「座席」とは一体何なのであろうか。

本稿では、『新撰座席即鑑』を翻刻し、座席について明らかにしていく。

新撰座席即鑑と座席

『新撰座席即鑑』は享保十五年六月に岡本清茂によって作成されたもので、その序に作成の経緯が記され、併せて座席とは何かが明らかとなる。これを書き下すと、

窃^{ひそか}に以て、賀茂県主は建津美命を遠祖として、其の後胤、祢宜在実以来、血脈統々、氏門一同、在実を以て遠祖と為す。爾來、其の子孫の中、嫡庶を論ぜず社職に補され、これを社司と稱す。其の未だ補さざる時を以て、これを氏人と号す。其の社司・氏人、座次を以て席を序す。其の法、先師相承の旨有り。所謂、座席とは其の本、職次を以て列と為し、末孫に至りてその次序乱れざるを座席と号す。其の座席の法を伝授するは、これを座席衆と謂う。故に、先師伝える所の座席記有り。其の法、當時^{そのとき}の座席を以てこれを列して、其の未だ子孫に有らざる者には、記して某の子・某の孫・某の曾孫と云う。これ、其の父祖の座を推考して、其の子孫の席を設け置く。故に記文繁茂にして披見煩う。且つ其の序、一たび誤謬有れば、則ち子孫に至り改易すること無きに至る。故に、余、堯平座席の記に^(本)本づき、数本を比考し古系図に拠って本を推し末を正し、十六流の系図を列勒し（整え）て一卷と為すなり。名づけて新撰座席即鑑と白す。是、先師撰る所の座席の記に替て、以て見る者を惑し忽忘に臨み、掌を指す如くならんことを。又案するに、天正以前、先師立て置く所の座席に於ては、本の職次、頗る錯乱有るか。疑う所無きに非ずと雖も、敢て容易に改めざる、姑^{しばら}く旧に従い、蓋^{おお}いて古を存すなり。茲に伝授の輩、庸清・直恒・氏基、再び余、撰る所の座席即鑑を訂正し、^{あま}衍り刊し闕を補いて全て備れり。亦た可ならずや。相承の輩、深く函底に^{きす}蔵むに、勘校に臨み、見閲すべしと。遂に自黙能ず、卑辞^はに慙じ、卒して其の^{はじめ}首に冠らしめ、以て後弟の^こ盧胡^{みた}を充すと云う。

時に享保十五年庚戌夏六月朔 右京権大夫從四位下賀茂県主清茂誌す

つまり、座席とは社家の序列を指し、父子関係が重要視されるものである。座席の順序は座席衆によって相承されてきた。これまでの座席記は記載方法が複雑で、しかも誤りがあっても正すことはしない（誤りを正すと序列が入れ替わるため、不具合が生じるためと思われる）。清茂は『賀茂祢宜神主系図』新古系図の作成に携わっていたこともあり、鳥居大路堯平（永正三年（1506）～天正八年（1580）、系図に「当社有職中興之師。門弟数十人」）による座席記（座田家文書五五七）を、古系図等の史料によって検討し、座席を簡単に割り出せる一覧表を作成した。これが『新撰座席即鑑』である。清茂は、天正年間以前の座席記にかなりの誤りがあることに気づいたが、改めることはせず現状を保った形にしている。

『新撰座席即鑑』の翻刻を本稿の後に示す（表示の関係上、底本とは縦横を入れ替えていることに注意）。横軸の一～廿八は世代を示し、世代数に平行した人名の並びは父子関係を、同代で線を繋いでいるものは兄弟を示す。基本的には方眼上に整理された系図に見えるが、系譜の最後に朱線で囲み、「無子孫断絶」「(社司廿一職名) 子孫別巻」と記して、以降の子孫を記さないものが散見される。別の座席記を見ると、社司の子孫は別に項立てしてあり、座席の上位序列となっている。まず現任社司→社司の子→社司の孫→と区分され、子世代以降は、それぞれ社司廿一職の序列、現任社司→補任順（より古い代から前任まで）、兄弟（年齢）の優先順位で並べ替えられている。最後に社司に任じられた者が先祖にいない者が続く。この並び順は、『新撰座席即鑑』を第一世代の前から後、第二世代の前から後、の順で並び変えたもので、すなわち長子優先順である。つまり、序にある「掌を指す如く」辿っていけば、社司子弟以外の座席を簡単に割り出すことが出来るのである。

座席の比定例

『新撰座席即鑑』を使って、実際に座席を比定できる例を示す。近世以前、賀茂競馬の乗尻（騎手）の騎乗順は座席であったことが『競馬中指々揃并小中指次第』^{なかさしきしそろえ こなかさし}（藤木保誠氏所蔵史料、山本（2015a）に翻刻と解説）で知られる。競馬乗尻の候補は、十手（氏人 140 人を一番衆から十番衆に分けた組織）からそれぞれ二名ずつ選ばれ、四月二十二・三日頃に中指と呼ばれる儀式を開催して騎乗順を決める。まず、料紙の上半分に十手の順で名乗を転記する。次に、

九	一	三	五	七	九	二	四	六	八	一	三	五	七	九
兵	左	縫	主	主	玄	五	八	四	二	美	一	番	衆	衆
部	衛	頭	人	税	蕃	番	東	左	左	濃	番	衆	衆	衆
丞	門	衆	正	助	允	衆	市	兵	兵	守	衆	衆	衆	衆
	佐						正	衆	衆	佐				

座席衆の指図を受けて、名乗の上に座席順に番号を付す。この番号順に、料紙の下に改めて名乗と名前を転記し直し、差し支え（親子・兄弟など）があれば隣の乗尻と入替えを行って（上テ右、下テ左などと注記される）騎乗順を決定するのである。

七	七	六	六	五	五	四	三	四	三	二	二	一	一	一
玄	隼	主	丹	千	兵	東	右	民	帶	左	美	左	左	左
蕃	人	税	後	代	部	市	兵	兵	刀	兵	濃	岐	衛	衛
允	正	助	守	松	丞	正	衛	少	左	衛	守	守	門	門
				大			尉	輔	衛	佐				
				夫					門					
				保	保	保	保	清	清	秀	保	相	重	重
氏	保	保	清	清	保	保	保	清	清	秀	保	相	重	重
愛	章	台	長	番	本	至	延	玄	具	久	祐	平	信	信

この『次第』に、宝永六年の競馬乗尻の名が記されているので、これを左に転記する。

『新撰座席即鑑』を用いて名前を探すと、座席順となっていることが確かめられる。現在、左方・右方一番の乗尻は独特の乗馬作法をこなす必要があるため乗尻のうち技量卓越の者が務めることとなっているが、近世以前は座席順で機械的に差定されていたことになる。

上賀茂社社家の序列

上賀茂社社家の序列は、座席以外にいくつか存在する。『旧愛宕郡村志』には、「祭事の席次は社職の順位、自余は位次により、公会には社司格順、余は位次・別に定むる席次等により、私会は年次に従ふ」とあって、座席は「社司格順」「別に定むる席次」に対応する。これ以外に社職・位次・年次があって、神事・公的会合・私的会合によって使い分けがなされていた。社職・位次・年次について、それぞれ上位から下位方向にまとめると、

社職：神主→正祢宜→正祝→権祢宜→権祝→片岡祢宜→片岡祝→貴布祢祢宜→貴布祢祝
→新宮祢宜→新宮祝→大田祢宜→大田祝→若宮祢宜→若宮祝→奈良祢宜→奈良祝
→澤田祢宜→澤田祝→氏神祢宜→氏神祝

位次：正三位→従三位→（正四位上）→正四位下→従四位上→従四位下→正五位下→従五位上→従五位下

年次：生年月日降順

となる。

近世の儀式次第書『諸神事註秘抄』には、祭礼奉仕者の序列に言及する例がみられる。これらを抄出すると、

歩射神事矢取の小童：「(二十一人、浄衣指貫。召具一人、挑^(ママ)灯を持たしむ。但、矢取の小童は十六歳以下の氏人、兼日沙汰人これを差定む。座次を以て神主より氏神祝に至りこれを配すと云々)」

氏神祭舞人：「神主亭に参集、賓筵に列座（尤も座次に着座也）」（十六歳以下の氏人がこれを務める。）

賀茂祭走馬乗尻：「兼日、社中に於てこれを定む。衆分一人。無足当参の輩十三人也。尤も位次を以てこれを次第す。上首兩人、寮の馬二匹に乗る」（衆分とは、往来田を受けている氏人 140 人を、無足とは往来田を受けていない 16 歳以上の氏人を指す）

足汰式乗尻：「年次を以て着座す（但、倭文・金津の乗尻は左右の上座也）」

五月六日競馬乗尻饗応の儀：「参籠所に於て神酒直会（尤も年次に列座）」

歩射神事矢取の小童氏神祭舞人は十六歳以下の氏人が務めるが、叙爵年齢に達していないので位次にはできない。賀茂祭走馬乗尻は位次に対して競馬乗尻は座席で、序列に違いがあることは興味深い（走馬乗尻は祭員的、賀茂競馬は氏人中の行事奉仕の意味合いが強いか）。また一連の競馬儀式の中でも、足汰式と饗応の儀は年次であり、私会の扱いとなっている。つまり、序列を見れば会合の位置付けを対応づけすることもできるのである。

まとめと系図データベースへの実装に向けて

本稿は、『新撰座席即鑑』の概略を述べ、座席が父子関係を重要視する社家の序列の一つであることや、座席比定の例や上賀茂社内の序列のありようを示した。

『新撰座席即鑑』成立以降に作成された同種のもは、現在管見に及んでいない。また、時代が近いものであっても系譜が省略されている例がまみられる。そのため、近世中後期における座席を比定するためには、『賀茂祢宜神主系図』を用いて内容を補完する必要がある。現在、『賀茂祢宜神主系図』に記載された人物の検索システム「賀茂祢宜神主系図データベース」をデジタルアーカイブシステム ADEAC (A System of Digitalization and Exhibition for Archive Collections) で運用しており (山本、2015b)、本稿の成果を座席の自動比定機能として実装することが今後の課題になると考えている。現在のところ次のような手順を想定している。覚書になるが、ここに記して後考を俟ちたい。

- ・社司子孫の座席を決定するため、何社何代目の社司であるか特定する番号を割り当てる (例：4 桁で、上 2 桁は社司の序列 (01~21) とし、先祖に社司がいる場合はその序列番号を割り当てる。下 2 桁は代数で、社司でないものは 00。)
- ・『新撰座席即鑑』から個人 ID に相当する番号を割り当てる。個人 ID に差し替えると『新撰座席即鑑』記載人物以前の番号が付けられないため別にする必要がある。(例：父の番号の上一桁に長子から順に 1 以下の番号を割り当てる (世代が桁数に該当)。父世代の記入がない場合 0 を割り当てる。この番号の最後に、系統の順に a 以下の識別子を割り当てる。)
- ・現在の賀茂系図データベースには、社司の補任日と系図記載の卒年・卒年齢のみ記載されている。在職・生存期間特定できるよう、社司退任日の追加と生年の特定 (卒年・卒年齢があれば卒年西暦-卒年齢+1 でよいが、ない場合は他史料による追記か、推測年の追加) が必要となる。
- ・座席比定のアルゴリズムは次のようになる。
 1. 指定年月日における現任社司廿一職を抽出し、その序列に並べる。
 2. 社司の序列ごとに、現任社司→補任順 (より古い代から前任まで) の順に指定年月日に生存している子世代の該当者を特定し、座席の順 (座席番号の昇順) に並べる。
 3. 2 を孫世代以降に対して適用する。
 4. 社司に任じられた者が先祖におらず、指定年月日に生存している者を抽出して座席の順に並べる。
- ・近世以前の競馬乗戻は座席順となっているので、座席比定検証の参照に利用できる。座席は誤謬があっても訂正されないので、アルゴリズムが正しいとは限らないことに注意する必要がある (逆に、どこで誤謬が生じたかが特定することができる)。

参考文献

- 國學院大學図書館『國學院大學図書館所蔵神道書籍解説目録第3輯-座田家旧蔵書-』（菟田俊彦解説、國學院大學図書館調査室、1964年）
- 山本宗尚「財団法人賀茂県主同族会文書目録（稿）」（『みたらしのうたかた』、10、2010年）
- 山本宗尚「翻刻：競馬中指々揃并小中指次第」（『みたらしのうたかた』、15、2015年）
- 山本宗尚・月本一武「『賀茂祢宜神主系図』データベースの構築と活用の可能性」（『人文科学とコンピュータシンポジウム 2015 論文集』、2015年）

翻刻：新撰座席即鑑

体裁

一卷、縦四四・五糎、横八九六糎

凡例

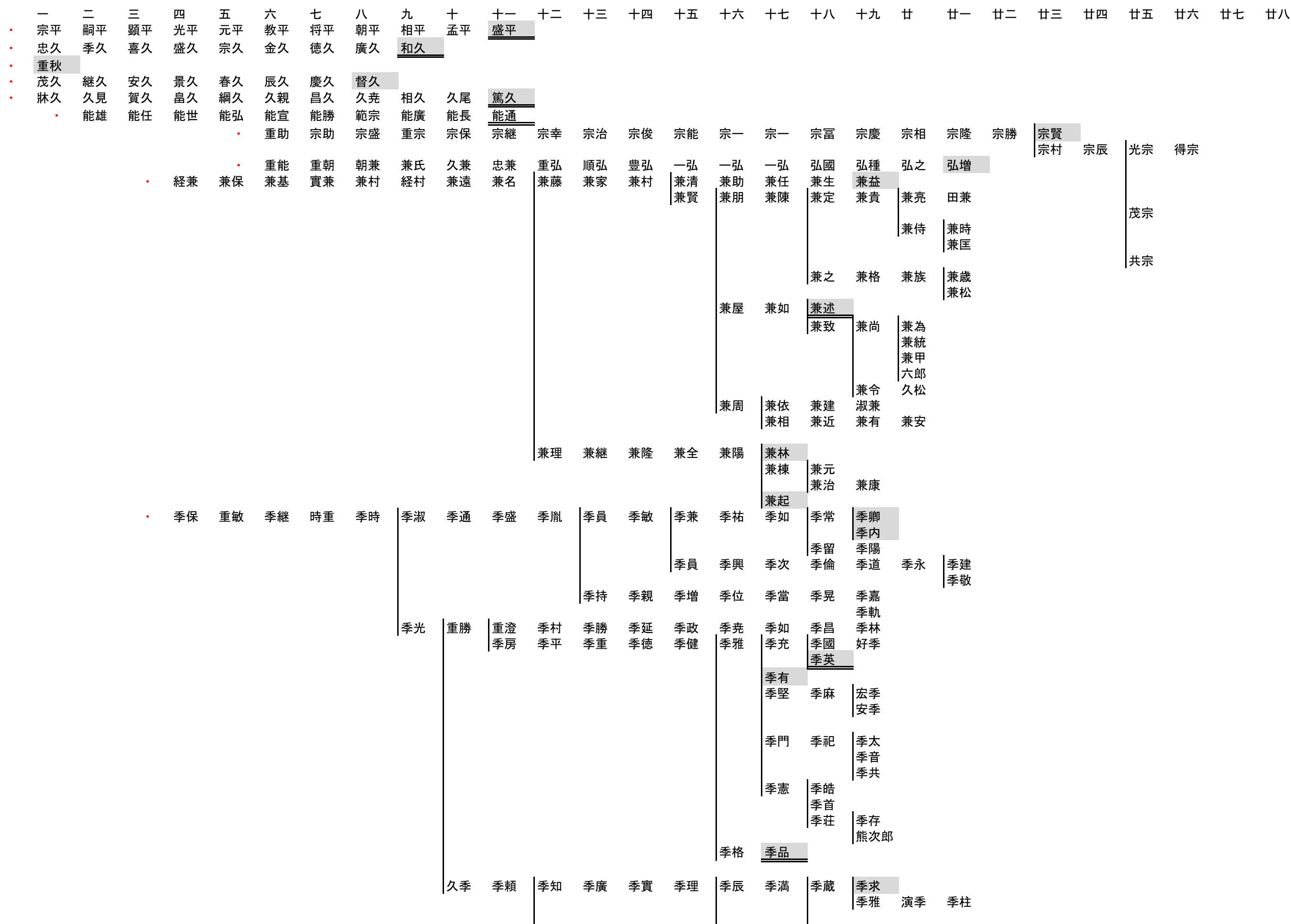
- ・旧字体は新字体に改め、句読点は適宜補った。
- ・表示の関係上、底本とは縦横を入れ替えている。

本文

新撰座席即鑑自序

窃以賀茂縣主者、以建津美命為遠祖、其後胤禰宜在実以来、血脈統々氏門一同以在実為元祖、爾來其子孫之中不論嫡庶被補任社職稱之社司、以其未補之時、号之氏人矣其社司・氏人以座次序席、其法有先師相承之旨、所謂座次也者、其本以職次為列、至末孫而、其次序不乱号之座席、其伝授座席法之者謂之座席衆、故有先師所伝之座席記其法、以當時之座席列之而、其未有子孫者記云、某子某孫某曾孫、是推考其父祖之座而設置、其子孫之席、故記文繁茂而煩于披見、且其序一有誤謬則至子孫至無改易、故余本堯平座席記批考數本、且拋古系図而推本正末列勤十六流之系図而成一卷也、名曰新撰座席即鑑、是替先師所撰之座席記而、以欲令見者不惑臨忽忘如指掌也、又按、於天正以前先師所立置之座席者、所本之職次頗有錯乱歟。雖非無所疑不敢用意改焉、姑從旧矣蓋存古也、于茲伝授之輩庸清、直恒、氏基再訂正余所撰之座席即鑑、判衍補闕而、全備矣不亦可乎相承之輩可深蔵于函底臨勘校見閱為遂不能自黙不慙畢辭卒跋其尾以充後弟之慮胡云、于今享保十五年庚戌夏六月朔

右京權大夫從四位下賀茂縣主清茂誌



一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 廿 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八

季基
季隨
季張
季根
季可
季甫
季驄
季德
季達
和季
祖季

季周
季通
季典
依季
季仲
季珍
季蔭
季長
季輝
季善
季定
季寶
辰季
季種
龜松
富季

季武
季資
季孝
季理
季若
季村
季秋
貞季
成治
成清
成精
成貞
成置
成恒
成壽
成文

成富
成家
成秋
成朝
成定
成詮
成教
成種
成教
成詮
成房
成宜
成通

資保
資親
親俊
親兼
俊員
俊宗
俊兼
忠俊
盛俊
茂俊
定俊
元俊
宣俊
昌俊
充俊
富俊
康俊
真俊
詮俊
之俊
員俊
正俊
延俊
生俊
尉俊

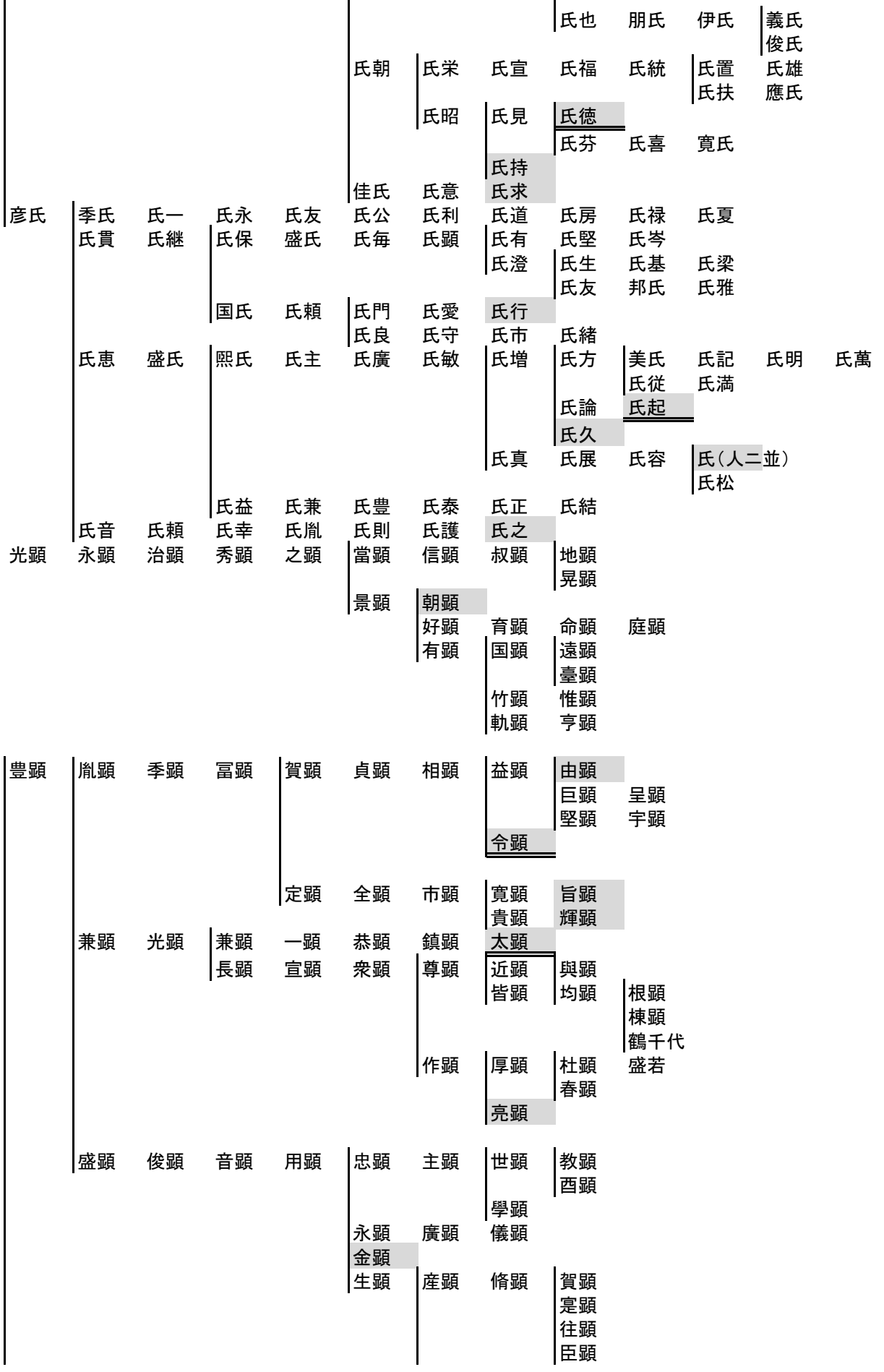
重保
實保
實行
幸久
定幸
弘幸
經幸
豐幸
泰幸
忠幸
盛幸
宗幸
房幸
良幸
昌幸
順直
俊直
狀直
和直
方直
文直
實久時
資繼
茂繼
為直
久直
治直
宣直
鄉直
賴直
常直
經直
實直
倫直
順直
俊直
術直
文直
昌幸
順直
俊直
術直
文直
昌幸
順直
俊直
術直
文直

秀直
兼直
實直
盛直
繼直
安直
山直
增直
直之
陸直
定直
信直
臺直
直之
陸直
定直
信直

則直
佳直
宣直
成通
佐直
長直
言直
守直
美直
直安
直福
直心
命直
直恒
直矢
直弟

氏經
氏安
氏繼
氏綱
氏世
惟氏
氏平
氏量
氏一
氏理
氏秀
氏倫
氏亮
氏書
氏凭
氏定
氏欣
氏普
氏英
氏龍
尉氏
當氏
凭氏
氏一
氏一
助氏
氏慶
氏卿
氏仙
氏寅
氏欣
氏普
氏英
氏龍
尉氏
當氏
凭氏

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 廿 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八



師重 師繼 遠繼 遠基 遠顯 季顯 光顯



一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 廿 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八

資顯 成顯 豐顯 常顯 孝顯 方顯 寄顯 敬顯 祿顯
登顯 喜顯 言顯 助顯 寶顯
至顯 總顯 貢顯 澄顯
知顯 英顯 致顯 水顯 昌顯
佐顯 因顯 宣顯 將顯 申顯 並顯 親顯
辰顯 格顯 聖顯 起顯 陳顯
師顯 昔顯 尚顯 精顯 株顯
幸顯 質顯 陸顯 銀大夫

保成 保能 保教 保內 保房 保盛 保廣 保益 保賢 保照 保庸 保主 保精 錦次郎
保太 臣丸
保興 保矩 保周 保有 保在
保藤 保幸 保國 保景
保能 保春 保輔 保茂 保成 保實 保高 保員 保家 保壽 保寶 根保
保賀 保矢 保守 保富 柱保 英保
保寔 保加 保寔 保加 保加 保起 鎚德
保皆 保補 規保 保躬 多賀次郎
保相 保嵩 地保 吉保 堯之介
保望 保用 保意 保可 保業 保齋 保土 共保
保臺 保郎 保品 保也 保澄
保江 保嘉 保記 保純 保臣 梅乙丸
保容 保式 保香 保就 保臣 梅三丸
保昇 保福 保廉 保孟 保就 保臣 他吉
保經 保能 保眞 保知 保幸 保由 保別 保(夕二寅) 保育 保固

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 廿 廿一 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八

保繼	保連 保親	保說 保方	保篤 保當	保音 保固	保光 保岳	保玄 保匡	保從 保皓	保堯 保傳
	保昌	保泉 保名	保豐 保老	保原 保久	保吉 保家	保古 保次	道保 運保 保兄 保親	茂丸 元保 保衡 保卿 保寮
	保氏 元久	保森 富久 政久	保總 堯久 種久	保祐 有久 陽久 福久	保種 崇久 昌久	保廷 友久 地久 命久	光丸 代久 久乙 松福	
	清主	清廣	清棟	清定	清重	清番	清光	包清
				清用 清安	清當 清雄 清白	清香 清業 清英	清云 清遠	清竹
					清亥	清真 清虎 清號 房清	德清	甲丸 千五郎
	清有	清知	清国	清田	清生	清豐	森清	清福
					清屋	清可 清繁	成清 義清	仲清 大次郎
						清敏 清孚	清萬	清廉 岩尾
	清尚	清貞	清孝	清親	清邑	清房 清太	清達	清養 清育
		清字	清方	清昌	元清	清榮	庸清 榮清	清立
				清陰	清與	寶清	萬三郎 幸吉	
				清倫 清童	清盈 臺清	秀清 田清 国清 清翁	毛和井 清邑	
		清藤	清充	清實	益清	堯清 清金 道清 米清 篤清		
					清述	清察 清住		
		清種	清為	清喜	清令			

保布

甲丸
千五郎
仲清
大次郎

清廉
岩尾
以上
總次郎

萬三郎
幸吉

毛和井
清邑